

パブリック・コメントの実施結果（計画）

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
1	C	犬、ねこ引取り時の指導について ・飼い主へ施設持ち込み理由等の記入を義務付け、殺処分の現状を見せること。	・事業の実施に当たり、参考とさせていただきます。
2	B	ペット相談窓口の開設について ・ペット問題に関するアドバイスが出来る専門家によるホットライン(動物SOS)、または審議会の設置をすること。	・計画に具体的に書き込みたいと思います。
3	A	虐待の対応について ・「動物遺棄は犯罪です」や、「違反者は告発の対象となり、罰金が課せられます」という旨のポスターを、出来るだけ多くの場所に貼ること。	・計画に盛り込んでいますので、計画に沿って、実施していく予定です。
4	A	虐待の対応について ・県民に「虐待を目撃、察知した際の通報」を義務づけること。	・動物愛護推進員の活動として協力をお願いしたいと考えています。
5	A	虐待の対応について ・動物の遺棄・虐待は犯罪であることから、警察との連携を図ること。	・警察の協力も得たいと考えております。
6	B	マイクロチップの導入について ・遺棄動物の飼主特定のために、ペットへのマイクロチップの挿入を義務化すること。	・義務化は難しい点もありますが、計画にマイクロチップの挿入の普及啓発の推進を具体的に記載したいと思います。なお、犬の鑑札については、狂犬病予防法で義務付けられております。
7	B	マイクロチップの導入について ・繁殖業者から、犬猫を買う場合は、購入者負担によるマイクロチップの装着を義務づける。	・義務化は難しい点もありますが、計画にマイクロチップの挿入の普及啓発の推進を具体的に記載したいと思います。なお、犬の鑑札については、狂犬病予防法で義務付けられております。
8	B	マイクロチップの導入について ・狩猟犬等の野外で放し飼いにする犬については、犬の鑑札、迷子札、マイクロチップ等の所有者明示を義務づけること。	・義務化は難しい点もありますが、計画にマイクロチップの挿入の普及啓発の推進を具体的に記載したいと思います。なお、犬の鑑札については、狂犬病予防法で義務付

			けられております。
9	A	<p>マイクロチップ装着の条件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイクロチップの安全性の証明。 ・装着にあたっては、メリット・デメリットを飼い主に説明し、装着するか否かを選択させる。 ・マイクロチップ未装着の犬・猫に対する行政側の差別待遇は行わないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり実施したいと思います。
10	A	<p>迷子札等の装着の徹底について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物病院やブリーダーなど関連業界でも犬猫の迷子札の装着徹底の注意喚起をするよう協力を求めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり実施したいと思います。
11	D	<p>迷子札等の装着の徹底について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集合注射（狂犬病予防注射）の際、飼い主明示（鑑札や名前札など）がない場合は、その場で飼い主に違反切符を切り罰金を徴収すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防法違反については、法で定められたものであり、現行法の規定では、その場での徴収等は困難と思われるので、指導の強化に努めます。
12	D	<p>迷子札等の装着の徹底について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鑑札が脱落することがあるので、首輪に連絡先等を記す箇所を設けなければ、首輪を販売できない決まりにしてはどうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鑑札等の脱落を想定して、マイクロチップ装着の普及を図ることとしております。
13	B	<p>避妊去勢手術について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避妊去勢手術の徹底も加えていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり修正いたします。
14	C	<p>犬の登録等の強制化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録と狂犬病予防接種は、現行法に規定されているが、実質は、違反者に対して何の罰則もないので、強制化をすべき。（例：ブリーダーなどから動物の販売が行われる際、飼主の詳細を行政に通知するなど） 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
15	D	<p>犬の登録等の強制化について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・闘犬の飼育は、登録制とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・闘犬を含めた人に危害を加えるおそれがある犬は、すべて特定犬とし、オリの中で飼養又は保管し、飼養している旨の標識を掲示するよう義務付けることを条例に盛り込むこととしております。
16	C	犬の飼養方法について	

		<ul style="list-style-type: none"> ・夏場の炎天下での散歩の禁止をすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
17	C	<ul style="list-style-type: none"> 犬の飼養方法について ・出来る限り室内で飼育すべき。もし犬を外で飼う場合、フェンスで囲まれた庭で放し飼いにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。なお、特定犬（土佐犬など）は、人に危害を及ぼす可能性があり、おりで飼養するなどの規定を条例に盛り込んでおります。
18	C	<ul style="list-style-type: none"> 放し飼いや糞の放置について ・罰金等の罰則を設けること。（ルール遵守している飼い主にとっても散歩場所が制限される等非常に迷惑。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・放し飼いやふん害については、市町の条例（犬取締り条例及び犬のふん害防止条例など）で規制がかけられておりますので、市町と協力し指導の強化を図りたいと思います。
19	B	<ul style="list-style-type: none"> 地域ねこ対策について ・TNR（地域ねこ）プログラムの導入をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ねこの実態把握に努め、その実態に応じた対策マニュアルの作成を行い問題解決してまいりたいと考えております。なお、計画の中に地域ねこ対策について記載したいと思います。
20	B	<ul style="list-style-type: none"> 地域ねこ対策について ・ガイドラインを作成し、地域住民、獣医師等の協力のもと、地域での問題解決を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ねこの実態把握に努め、その実態に応じた対策マニュアルの作成を行い問題解決してまいりたいと考えております。なお、計画の中に地域ねこ対策について記載したいと思います。
21	B	<ul style="list-style-type: none"> 地域ねこ対策について ・モデル地域の指定をし、動物愛護センターが不妊去勢手術などの協力をを行うなど支援策の充実を図ること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ねこの実態把握に努め、その実態に応じた対策マニュアルの作成を行い問題解決してまいりたいと考えております。なお、計画の中に地域ねこ対策について記載したいと思います。
22	B	<ul style="list-style-type: none"> 地域ねこ対策について ・ボランティアが活動しやすい環境を作ること。（単なるエサやりと誤解されないよう市町村を通じた普及啓発を強化すること等。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ねこの実態把握に努め、その実態に応じた対策マニュアルの作成を行い問題解決してまいりたいと考えております。なお、計画の中に地域ねこ対策について記載したいと思います。
23	B	<ul style="list-style-type: none"> 地域ねこ対策について ・公共施設などでの飼い主のいない猫 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ねこの実態把握に努め、その実態に応じた対策マニュアルの

		対策の取り組みの推進を図ること。	作成を行い問題解決してまいりたいと考えております。なお、計画の中に地域ねこ対策について記載したいと思います。
24	B	地域ねこ対策について ・民間ボランティアと協働した地域猫活動の推進を追加すべき。	・地域ねこの実態把握に努め、その実態に応じた対策マニュアルの作成を行い問題解決してまいりたいと考えております。なお、計画の中に地域ねこ対策について記載したいと思います。
25	B	地域ねこ対策について ・「ねこの屋内飼育の促進及び所有者がいない動物に対する自分勝手な思い込みによる餌やり行為の防止等が必要です。」とあるが、「ねこの屋内飼育の促進及び所有者のいない動物に対する適正管理等が必要です」に訂正すること。	・ご意見の趣旨を踏まえて、ご提案の内容に即した形で、修正いたします。
26	D	ねこの不妊手術について ・不妊手術を義務化してください。	・義務化は難しい点もありますが、普及啓発に努めてまいります。
27	D	ねこの不妊手術について ・屋内飼養であっても、逸走する場合がありますので、不妊手術をさせること。	・義務化は難しい点もありますが、普及啓発に努めてまいります。
28	D	ねこの不妊手術について ・「不妊去勢手術を促進するため、市町と獣医師会、愛護団体等と連携した猫の避妊去勢手術の助成金制度の導入」を追加すべき。	・飼い主は不妊・去勢手術などの繁殖を制限する責務があり、犬猫を飼っていない県民から見ると受益者負担の原則からして、補助をするべきではないと考えております。重要なのは、安易に補助することではなく、飼い主への啓発と考えています。
29	D	ねこの屋内飼養について ・たまには散歩や、外の空気に触れさせることも必要だと記載して欲しいです。 ・地域でねこを外に出してはいけない決まりがあることを知ったが、我が家もねこを飼い、車の上に乗ったりするが、一度も傷つけたことはない。同じ住民として、毛嫌いせず、知識を持つ	・最初から屋内飼養をしていない猫は、別として最初から屋内飼養された猫は、屋内でもストレスを感じないとのことです。大事なものは、犬でも同じですが、一緒に遊んでやるのがストレス発散にとって大切なことです。

		て欲しい。	
30	A	多頭飼養者等への監視・指導の強化 ・不適正な多頭飼養者対策マニュアルを作成し、取り締まり強化すべき。	・一般に飼養者の施設への立入権等については、動物愛護管理法ないため、条例に規定することを考えております。詳細は、マニュアルで決めていきます。
31	A	多頭飼養者等への監視・指導の強化 ・行政は初めの段階で立入り検査を行なって注意勧告すべき。	・一般に飼養者の施設への立入権等については、動物愛護管理法ないため、条例に規定することを考えております。詳細は、マニュアルで決めていきます。
32	A	多頭飼養者等への監視・指導の強化 ・ホーダー（過剰多頭飼育者）は、スペース等を考慮し、飼育頭数を管理するべき。	・一般に飼養者の施設への立入権等については、動物愛護管理法ないため、条例に規定することを考えております。詳細は、マニュアルで決めていきます。
33	A	多頭飼養者等への監視・指導の強化 ・行政は立入りをする権限と動物を差し押さえる権限を持つべき。	・一般に飼養者の施設への立入権等については、動物愛護管理法ないため、条例に規定することを考えております。詳細は、マニュアルで決めていきます。
34	B	多頭飼養者等への監視・指導の強化 ・多頭飼養者等への監視・指導の強化の「監視」の文字を省くべき。	・ご意見のとおり修正します。
35	D	動物取扱業の登録及び制限等について ・愛玩動物の販売及び繁殖産業については、業務制限及び新規出展、開業の禁止	・動物取扱業の登録については、法で定められています。
36	D	動物取扱業の登録及び制限等について ・個人（販売を伴わない繁殖）でも動物取扱業の登録を必要とすること。	・動物取扱業の登録については、法で定められています。
37	D	動物取扱業の登録及び制限等について ・繁殖を行う個体の登録も義務とし、出産回数は年に1回に限り、それ以上の繁殖をさせた場合は、虐待とみなすこと。繁殖が出来なくなった個体は、家庭動物として再登録させ、適切な飼	・動物取扱業の登録については、法で定められています。

		養で終生飼育する事を毎年確認すること。	
38	D	動物取扱業の登録及び制限等について ・インターネットでの生体販売を禁止して頂きたい。	・動物取扱業の制限については、法で定められています。
39	A	動物取扱業の監視強化について ・定期的な抜き打ち検査を実施し、悪質劣悪なものは登録を抹消するべき。	・悪質なケースに対しては、登録の取消等を行い厳正に対処したいと思います。なお、動物取扱業者の監視については、資質の向上と併せて実施していきたいと思います。
40	C	動物取扱業の監視強化について ・登録抹消を受けた者のデータを他自治体と共有し、監視すべき。	・悪質なケースに対しては、登録の取消等を行い厳正に対処したいと思います。なお、動物取扱業者の監視については、資質の向上と併せて実施していきたいと思います。
41	C	動物取扱業の監視強化について ・動物愛護法を活用して、病気のあるものを治療しなかったり、商品にならないからといって、殺傷したりした場合には、動物虐待として取り扱う。	・悪質なケースに対しては、登録の取消等を行い厳正に対処したいと思います。なお、動物取扱業者の監視については、資質の向上と併せて実施していきたいと思います。
42	C	動物取扱業の監視強化について ・不適切な動物に対する取り扱いを見たり、聞いたりした場合は通報するよう一般の人たちに広報する。	・施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
43	C	動物取扱業の監視強化について ・悪徳業者が跋扈し、愛護団体のまねごとをしているだけで、実質は愛護活動になっていない金儲け主義の個人までいる。そういった部分の取り締まりも案の中に取り入れて貰いたかった。	・動物愛護団体であっても、金銭の授受等があれば、動物取扱業者に該当しますので、業者として適正に管理するよう監視指導していきたいと思います。
44	C	事業者評価制度について ・評価項目の中に、インターネットを含む店舗および通信販売等における広告における標識確認を必ず含めること。	・施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
45	C	事業者評価制度について	

		<ul style="list-style-type: none"> ・評価される間隔を短く(少なくとも3ヶ月～半年に1回)設定し、常時監視のような制度となるようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
46	C	<p>事業者評価制度について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善の見られない動物取扱業者に対しては厳しい罰則と動物保護をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
47	A	<p>販売時の説明責任等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペットショップやブリーダーに、購入動物の成長度合い、ワクチン・餌代などの情報や寝たきりになった時に看病できるのか?等を客に伝える義務を作してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に盛り込んでいますので、計画に沿って、実施していきます。
48	A	<p>幼齢動物の販売制限について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生後2ヶ月以下までは、子犬や子猫は母犬猫から引き離さないことが理想。新しい飼い主の元へ行く理想の月齢は生後約3ヶ月。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の中に「繁殖業者の出荷時期の明示指導」として対策を盛り込んでおります。具体的な月齢等については、今後研究していきます。
49	C	<p>動物取扱業の資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシで子犬・子猫バーゲンなどの安売り広告が多すぎる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物取扱責任者講習会や立入検査等の際に指導していきたいと思えます。
50	D	<p>実験動物施設への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物実験は必要最小限とし、苦痛を伴うものは禁止すべきである。(違反機関名公表と罰則規定の策定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実験動物の実態を把握し、3Rの原則で進めていきます。
51	D	<p>実験動物施設への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物実験の実施機関は、その内容、必要性、動物の種類、頭数、実験後の処遇を明記したうえで公表すべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実験動物の実態を把握し、3Rの原則で進めていきます。
52	D	<p>実験動物施設への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「動物実験のガラス張り化」の内容の盛り込むべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実験動物の実態を把握し、3Rの原則で進めていきます。
53	D	<p>実験動物施設への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験動物よりも確かで、価値のある代替法に切り替えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実験動物の実態を把握し、3Rの原則で進めていきます。

5 4	D	<p>実験動物施設への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カエルやマウス等の生き物を使った解剖学習を禁止する条例を作るべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実験動物の実態を把握し、3 Rの原則で進めていきます。
5 5	A	<p>実験動物施設への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実験動物の払い下げ禁止(引取り犬ねこが、実験動物に回ることがないようにするべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本県では、実験動物への提供はしていません。
5 6	D	<p>畜産業者等への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物たちの習性や行動等に配慮して、負担のない飼養法に改めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業動物の実態を把握し、基準の徹底を図ります。
5 7	D	<p>畜産業者等への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産動物こそ動物愛護管理法の対象として、虐待を受けることがないように条例を設けるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業動物の実態を把握し、基準の徹底を図ります。
5 8	D	<p>畜産業者等への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毛皮製品を購入することが、どれほど残酷なことであるか周知して、「毛皮は着ない、買わない」ということを奨励するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業動物の実態を把握し、基準の徹底を図ります。
5 9	C	<p>畜産業者等への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済性優先社会における産業動物の適正飼養には、外部者による定期的な監視指導が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・産業動物の実態を把握し、基準の徹底を図ります。
6 0	A	<p>行政とボランティア協力による適正飼養普及活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多頭飼育者の把握をし、一般から迫害されないよう、また、不適切な多頭飼育者による被害から近隣住民の生活を守るための監督等をおこなうこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に規定しています。
6 1	D	<p>行政とボランティア協力による適正飼養普及活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政より認められたボランティアはその能力に応じて、集合住宅であってもその規約に規定されている数以上の動物を保護することができるよう行政により許可すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動をなされている方は動物の愛護を推進していく上で重要な役割であると思いますが、その活動を行う場合であっても関係する人々との相互理解が必要であるものと考えます。
6 2	A	<p>行政とボランティア協力による適正飼養普及活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の中でボランテラの役割と

		・多頭飼育者等への不妊手術の指導や金銭面等の相談を受けること。(指導を聞かない場合 罰金、動物の所有権剥奪)	して、犬やねこ等のみだりな繁殖の防止措置に関する助言を明記しております。
6 3	C	行政とボランティア協力による適正飼養普及活動 ・必要によりボランティアなどに保護を依頼すること。(この場合の費用は本人負担が基本、困難な場合は行政支援とする。)	・今後の業務の参考とさせていただきます。
6 4	C	動物愛護推進員の研修会において ・推進員の研修は、動物取扱責任者が受ける講習以上のレベルとすること。	・施策の実施に当たり、参考とさせていただきます。
6 5	A	県・市町・県獣医師会の連携の強化 ・保健所の職員に対する教育を強化すること。	・計画に盛り込んでいますので、計画に沿って、実施していきます。
6 6	A	小学生等の愛護教育 ・最近、残酷な事件が多発しており、学校で外部の関係者(愛護団体・保健所職員)の話をお聞かせする事も必要。	・計画に盛り込んでいますので、計画に沿って、実施していきます。
6 7	A	小学生等の愛護教育 ・子供の頃に教え込む事が大切。	・計画に盛り込んでいますので、計画に沿って、実施していきます。
6 8	A	小学生等の愛護教育 ・動物が簡単に捨てられる現状とその後の運命を学ぶことこそ大切。	・計画に盛り込んでいますので、計画に沿って、実施していきます。
6 9	C	動物愛護思想の普及啓発 ・知人で「私達の地域では、子猫は川に流すよ」とか言った人がいました。そのような人達の意識を変える為にも集会などでの教育も同時にやるべき。	・事業の実施に当たり、参考とさせていただきます。
7 0	C	動物愛護思想の普及啓発 ・殺処分・(並びに動物実験に) 関するパネル展を市役所などで開催すべき。	・事業の実施に当たり、参考とさせていただきます。
7 1	C	動物愛護思想の普及啓発 ・動物たちの殺処分等の現状を県民だより等に掲載すべき。	・事業の実施に当たり、参考とさせていただきます。
7 2	C	動物愛護思想の普及啓発 ・適正飼養に関する啓発用ポスター、パンフレットの作成配布並びにホー	・事業の実施に当たり、参考とさせていただきます。

		ムページ等の更なる充実、町内会などの回覧版を利用するなど、効果的な啓発に努める。	
7 3	C	動物愛護思想の普及啓発 ・動物愛護に関する推奨図書を各教育機関に配布する。	・事業の実施に当たり、参考とさせていただきます。
7 4	D	動物愛護思想の普及啓発 ・佐賀県の計画は「管理」側の計画の傾向があり、佐賀県の条例にもある「動物愛護」精神の高揚の取組がなされていない。動物愛護管理法の基本指針を根本的から見直し、動物愛護を全面に出した計画を作るべきである。	・動物愛護思想普及の取組に関しては、動物愛護関係の行政が主として実施していましたが、今後さらに愛護思想の普及を推進するためには、動物愛護に関わる関係団体と協働で実施することが重要であるとの視点に立ち、「連携・協働による施策の推進」の中に盛り込んでいます。また、愛護思想等の理念にかかる部分は動物愛護管理法に記載があることから、条例では、法を補完するような規制にかかる部分を多く盛り込んだものとしています。
7 5	C	犬猫シェルターの設置について ・収容された動物を致死処分するのではなく、安らかに余生を送れるような犬猫シェルターを作り、動物愛護推進員等と協力し、里親を探すなど終生飼育できるような施設つくるべき。	・各実施主体との協働を図り、実施できるよう努めていきます。
7 6	C	譲渡の普及啓発について ・譲渡拡大のために、インターネットの活用だけでなく、テレビを毎日活用すべき。	・必要に応じて活用してまいります。
7 7	A	譲渡マニュアルについて ・保健所・愛護センターでの譲渡をする場合、譲渡マニュアルを製作し、飼養希望者の適正を審査・指導を受けた後で譲渡し、その後の追跡調査等をおこなうこと。	・ご提案の内容につきましては、現在、「犬及びねこの譲渡会実施要領」により実施しております。なお、不妊去勢措置については、誓約書を徴収することで対応しています。
7 8	A	譲渡マニュアルについて ・譲渡される動物は、原則として不妊処置を行う事を義務化とする。	・ご提案の内容につきましては、現在、「犬及びねこの譲渡会実施要領」により実施しております。なお、不妊去勢措置については、誓約書を徴収することで対応してい

			ます。
79	A	譲渡マニュアルについて ・一般家庭での里親募集に関しても相談を受け付け、マニュアルに沿った譲渡を指導すること。	・現在「犬ねこ譲渡登録システム」により実施していますが、計画にも記載していたとおり、インターネットの活用等を検討し、県民の方がもっと利用しやすいものとなるよう努めていきます。
80	C	犬、ねこの保管期間の延長について ・殺処分数を減らすために、最低4週間にすること。	・延長期間については、計画により試行をしながら検討を重ねていきます。また、飼養環境についても収容能力と保管期間の兼ね合いを見ながら実施したいと思えます。
81	C	犬、ねこの保管期間の延長について ・保管期間延長の検討及び試行は、20年度1年間として、「延長の実施」を21年度からとしてほしい。また、単に期間を延長するだけでなく、保管環境の向上も同時に検討してほしい。	・延長期間については、計画により試行をしながら検討を重ねていきます。また、飼養環境についても収容能力と保管期間の兼ね合いを見ながら実施したいと思えます。
82	D	犬ねこの入手法について ・ペットはペットショップからではなく、収容期限を越した譲渡（再飼養）犬猫や里親から貰い受け、飼育するよう啓発を県全体で行うようにすること。	・譲渡を協働により進めていきます。
83	C	ペット税について ・ペット税的に徴収し、「避妊去勢、マイクロチップ装着、狂犬病予防、フィラリア予防等最低限の医療手当て」を行う為に、それをペット保健共済的に仕組みを作り、ペット手帳を管理する。 ・一年毎に、健康管理を怠っていないか、接種項目毎に病院印にて確認をする。 ・終生飼育をできないという理由で放棄する飼い主からの引き取りも、それらの、医療手当て手数料を徴収し、全ての健康状態を確認できた上で引き取りを行い、再飼養支援を図る仕組みづくりを県として構築する。	・すぐに実施するには難しい点もありますが、参考とさせていただきます。

84	C	<p>不妊去勢手術の奨励について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健所から引き取られる2ヶ月齢以上の全ての犬や猫に対し、譲渡前に不妊去勢手術を行うべき。もし、手術が出来る月齢に達していない場合、「不妊去勢手術券」を発行するという方法がある。(新しい飼い主は引き取りの際に手術費用を前払いし、その券を購入。その後、手術可能な年齢に達したら、動物病院で券と引き換えに無料で手術を受けられるシステム) 	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊去勢措置については、誓約書を徴収することで対応しております。なお、不妊去勢手術券の発行については、今後の検討課題と考えています。
85	C	<p>不妊去勢手術の奨励について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手術済みの動物の登録料を安くする。(欧米では、多くの市町村で手術済みの動物に通常登録料の90%が割り引きされている。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・犬の登録は市町の業務となっておりますが、その是非も含め今後の課題として市町と検討を行っていきます。
86	A	<p>不妊去勢手術の奨励について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不妊手術メリットを啓発すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見のとおり啓発に努めたいと思います。
87	D	<p>犬、ねこの引取り手数料の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物を不用品のように持ち込む人を減らすためにも、手数料は高額にすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引取り手数料は、引取りから譲渡までに掛かる費用により算定することとしています。なお、動物愛護管理法に基づく、飼い主の責務及び業者の責務の周知徹底やリピーター対策として、引取る際の飼養管理教育等により対応したいと思います。
88	D	<p>犬、ねこの引取り手数料の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物取扱業者からの引き取りを行う場合、一般市民の引き取りの金額よりも多額に設定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引取り手数料は、引取りから譲渡までに掛かる費用により算定することとしています。なお、動物愛護管理法に基づく、飼い主の責務及び業者の責務の周知徹底やリピーター対策として、引取る際の飼養管理教育等により対応したいと思います。
89	D	<p>犬、ねこの引取り手数料の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・譲渡出来るまでに掛かる費用(収容動物のケア等)を、引取り手数料としていただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・引取り手数料は、引取りから譲渡までに掛かる費用により算定することとしています。なお、動物愛護管理法に基づく、飼い主の責務及び業者の責務の周知徹底やリピーター対策として、引取る際の飼養管理教育等により対応したい

			と思います。
9 0	D	犬、ねこの引取り手数料の設定 ・譲渡先を探すまでに掛かる費用を依頼主が出すという条件以外は、引取りの全面廃止にしていきたい。	・飼い主の終生飼養が原則と考えていますが、引取りを拒否することは難しい状況です。
9 1	C	引取り場所の見直し ・引き取り時、なぜ飼育できないのかの理由や譲渡先を探す努力をしたか等の聞き取りを行い、問題解決に向けてのアドバイスができるようにすることが必要。なお、地域の動物愛護推進員等にその役割を担ってもらえるよう検討が必要、そのためには、引き取りは、曜日に加えて時間指定も必要。	・事業の実施に当たり、参考とさせていただきます。
9 2	C	引取り場所の見直し ・無責任な飼い主の行動を助長させる定時定点回収の即刻廃止して頂きたい。(せめて飼い主みずから持込させリピーターとならないよう教育することが必要。)	・事業の実施に当たり、参考とさせていただきます。
9 3	C	収容動物等の掲示について ・保健所等の収容動物(動物死体を含む)に関する記録を可能な限り詳細にし、問い合わせ時に速やかに正しい情報を提供できるようにすること。	・事業の実施に当たり、参考とさせていただきます。
9 4	C	収容動物等の掲示について ・犬猫以外の動物や負傷動物も掲示方法を同じとすること。	・事業の実施に当たり、参考とさせていただきます。
9 5	C	収容動物等の掲示について ・これらの記録は、最低一年間保存すること。	・事業の実施に当たり、参考とさせていただきます。
9 6	C	収容動物等の掲示について ・掲示の方法はインターネットのみに限らず、「県政だより」等、新聞、ラジオ局、テレビ局等を活用すること。	・事業の実施に当たり、参考とさせていただきます。
9 7	C	収容動物等の掲示について ・学校やスーパー、コンビニ、最寄の駅にも貼付等をおこなうこと。	・事業の実施に当たり、参考とさせていただきます。
9 8	C	全国の自治体との連携について	・今後、会議等を通じ連携につい

		<ul style="list-style-type: none"> ・全国の保健所、動物愛護センターなどと連携し、迷子の犬やねこの飼い主を見つけるべき。 	<p>て検討してまいります。</p>
99	B	<p>引取り及び致死処分目標数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度までに犬及びねこの引取り数の20%削減並びに致死処分数の25%削減を、ともに50%削減に修正すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・削減策に譲渡事業の拡大、引取り手数料の有料化及び引取り場所の見直し等（引取り箇所数の削減と適正飼養教育）を盛り込んでおりますが、「引取り手数料の有料化」と「引取り場所の見直し」は、初めての試みであり、効果の大きさが未知数であることから目標値には反映させておりませんでした。今回ご意見を頂き、「引取り手数料の有料化」と「引取り場所の見直し」による効果を見込んで目標値を引取り数並びに致死処分数ともに50%削減に修正したいと考えております。
100	C	<p>引取り及び致死処分目標数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政に引き取られた動物の殺処分は、獣医師の判断で回復の見込みが無く、痛み等の苦痛で苦しんでいる個体以外は譲渡返還目標を100%とし、上記に述べた以外の動物は今回の10カ年計画での最終目標を0とするべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料の有料化設定後の効果を見ながら5年後に見直しを検討したいと思います。
101	C	<p>引取り及び致死処分目標数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「犬の引き取り数、70パーセント減少を目指す。」及び「猫の引き取り数、70パーセント減少を目指す。」に改正すべき。また、保健所ごとの目標値も設定すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・削減策に譲渡事業の拡大、引取り手数料の有料化及び引取り場所の見直し等（引取り箇所数の削減と適正飼養教育）を盛り込んでおりますが、「引取り手数料の有料化」と「引取り場所の見直し」は、初めての試みであり、効果の大きさが未知数であることから目標値には反映させておりませんでした。今回ご意見を頂き、「引取り手数料の有料化」と「引取り場所の見直し」による効果を見込んで目標値を引取り数並びに致死処分数ともに50%削減に修正したいと考えております。

102	B	<p>引取り及び致死処分目標数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度までに、「犬の返還譲渡率 40%以上」、「ねこの譲渡率 3%以上」の目標を追加すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・犬及びねこの返還譲渡率は目標に明示いておりませんが、致死処分率 25%削減の目標を設定するに当たって、「犬の返還・譲渡率 40%」、「ねこの譲渡率 2%」でシミュレーションして算出したものです。譲渡率の見直しに伴い算出しています。
103	C	<p>災害時の連絡体制等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時、警察はボランティアや動物愛護団体等との連携をとり動物の一時避難等を行う。その為には、警察への動物愛護管理法に沿った知識の向上及び動物愛護団体等との協力体制を構築すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に災害時対策マニュアルの作成を盛り込んでいますので、策定の際に参考とさせていただきます。
104	C	<p>災害時の連絡体制等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時においても、動物を多頭飼育している業者や個人の飼育実態を把握しておくことや、大規模に畜産動物を飼育している施設の所在確認を行い、災害時の連絡体制を確立しておく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に災害時対策マニュアルの作成を盛り込んでいますので、策定の際に参考とさせていただきます。
105	C	<p>災害時の連絡体制等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時にペットも一緒に非難できるようなマニュアルづくりをお願いします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画に災害時対策マニュアルの作成を盛り込んでいますので、策定の際に参考とさせていただきます。
106	C	<p>動物の殺処分方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・即刻、個体ごとの麻酔薬による安楽死に移行すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、研究していきます。
107	C	<p>動物の殺処分方法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年以内に、個体ごとの麻酔薬に移行すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後、研究していきます。
108	A	<p>愛護センターの飼養管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収容動物の扱いは最低限健康状態を維持できるように配慮すること。(性別、大きさ、温度管理、健康管理など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の収容施設の能力を勘案し、譲渡会数を増やすなどの措置で対応したいと思います。
109	A	<p>愛護センターの飼養管理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・愛護センター内での感染症等を未然に防ぐための健康診断や治療を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の内容は必要なことと認識しておりますので、今後とも適切に対応していきます。
110	C	<p>アニマルセラピーについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施に当たり、参考とさ

		・保健所等に引き取られた犬・猫の譲渡と共に、アニマルセラピーに適した動物の選別を行うこと。	させていただきます。
111	A	動物愛護推進活動の拠点について ・動物愛護推進活動の拠点は、市町村の協力も得て、県内数カ所に設置し、地域の人々が気軽に参加できるような地域密着型のものとして取り組んでいただきたい。	・県内には、抑留所等として3ヶ所に設置していますが、愛護の拠点となるよう改善していきたいと思えます。
112	C	アニマルポリスについて ・悪質な生体販売を行うペットショップ、無責任な飼い主に対する処罰、罰則などは、厳しく設定が必要と思う。先進国では、アニマルポリスの存在はあたりまえで、その組織に悪質な飼い主ブリーダー等を直接取り締まれる権利が与えられている。日本にもぜひ必要。	・業務の参考にさせていただきます。
113	C	動物愛護宝くじについて ・動物愛護宝くじの発売をお願いしたい。	・国や他自治体とまず、必要性について協議していきたいと思えます。
114	C	環境について ・野生動物が山から下りてくる原因は、人間が作り出したものであり、人手とお金をかけて環境の回復に努めるべき。	・業務の参考にさせていただきます。

反映区分

- 「A」計画等と同趣旨のもの
- 「B」計画等の修正を行ったもの
- 「C」計画等の推進の段階で検討するもの
- 「D」計画等の修正が困難なもの
- 「E」計画等に関する感想や質問であるもの

パブリック・コメントの実施結果（条例）

番号	反映区分	ご意見の内容	ご意見への対応
1	D	<p>県の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「動物の健康と安全維持のため、適正に飼育されているか確認・指導の徹底を図ること。」を追記 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例は法を補完するものであり、法律に記載のある内容は、重複して記載していません。
2	D	<p>飼い主の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「命ある動物の所有者又は占有者としての終生飼育責任を徹底すること。」を追記 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例は法を補完するものであり、法律に記載のある内容は、重複して記載していません。
3	D	<p>動物取扱業者の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物取扱業者は、購入希望者の求めがある場合は、動物の生産・流通に関する情報を伝えなければならないものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物愛護管理法で規定されています。
4	D	<p>動物取扱業者の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「動物の健康と安全の為、十分な食料と水、衛生的な環境で飼養すること。」を追記 	<ul style="list-style-type: none"> ・条例は法を補完するものであり、法律に記載のある内容は、重複して記載していません。
5	A	<p>動物取扱業者の責務について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物取扱業者等が、新たに飼養施設を設置しようとする場合は、事前に所轄の動物行政に動物の適正な飼養方法等について協議しなければならないこと。また、周辺の住民に対して説明会を開催しなければならないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺住民への説明・理解の規定を盛り込んでいます。
6	A	<p>動物の適正飼養について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多頭飼養により、動物の適正飼養が困難となり、あるいは周辺環境に悪影響を及ぼしていると認められる場合には、行政が立ち入り調査し、改善指導その他の措置ができるようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・立入権を規定しています。
7	B	<p>動物の適正飼養について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多頭飼養者は、10匹と言わず、1匹からでも届出制にすることが望ましいと考えております。しかし、1匹からの届け出制にした場合に、実際に機能するのかという点で疑問符が残る 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉事務所に寄せられた苦情の内訳を見ると、飼養頭数が多くなるに従って苦情件数も増加傾向にあり、飼養頭数が5頭を越えるあたりで急激に増加していることから6頭以上を多頭飼養

		ことなどから、5～7匹以上の飼育にて届け出制にすることが望ましいと考える。	者とします。
8	D	動物の適正飼養について ・多頭飼養者は、「狂犬病やフィラリア等の予防接種を徹底し、動物の安全と健康維持に努めること。」を追記	・「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に健康及び安全の保管に疾病等の規定があります。
9	A	動物の適正飼養について ・特定犬（土佐犬やピットブルなど）は登録制とすること。	・特定犬の飼い主は、当該特定犬をオリの中で飼養又は保管し、飼養している旨の標識を掲示するよう義務付けることとします。
10	D	動物の適正飼養について ・動物実験施設、実験動物生産施設も動物取扱業の登録の対象とする旨盛り込む。	・動物愛護管理法で規定すべきと考えています。
11	D	動物の適正飼養について ・夏場の炎天下での散歩の禁止をすべき。	・「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に健康及び安全の保管に疾病等の規定があります。
12	D	勧告、措置命令及び公表について ・「知事は、不適正な飼養によって動物の健康又は安全が損なわれていると認めるときは、必要な措置をとるべきことを勧告できること。」に、「疾患を患っている場合」「十分に水や食料を与えていない」「標準体重以下の場合」等を具体的に明記。	・「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に健康及び安全の保管に疾病等の規定がありますので、これにより判断することとしています。
13	A	勧告、措置命令及び公表について ・措置命令ではなく、勧告に従わなかった場合の罰則と動物の保護を明記すべき。	・県が特定の事項について相手方に対し、措置の勧告後に措置命令をし、これに従わなかった場合に罰則が必要と定めています。
14	C	勧告、措置命令及び公表について ・公表した氏名等は全国の自治体と協力してブラックリストを作成し、同じ人間が二度と動物取扱業を行えないようなシステムをつくるべき。	・他自治体とも意見交換をしたいと考えています。
15	A	報告及び検査について ・動物愛護団体やボランティア、動物愛護推進委員等も立会いし多方面からの検査が出来るようにするべき。	・県の職員が立入調査することとしており、必要に応じ動物愛護推進員や地域の住民からの意見を聴いていきたいと思っております。
16	A	報告及び検査について ・立入検査では、確実に隅々までチェ	・ご意見のとおりと考えております。

		ックすること。	
17	D	<p>罰則について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「動物の健康又は安全が損なわれている」「疾患を患っている場合」「十分に水や食料を与えていない」「標準体重以下の場合」等具体的に列記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準」に健康及び安全の保管に疾病等の規定がありますので、これにより判断していきます。
18	C	<p>罰則について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物飼育で悪質なケースに罰金などの措置を設けるのはよいと思います。ただ、動物飼育を悪質にするケースでは、飼い主の精神的な病気などが原因になっているケースもあるので、病院の紹介などの支援ケースもしていかないと、解決にならないと思う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の意見を参考にしていきたいと思います。

反映区分

- 「A」計画等と同趣旨のもの
- 「B」計画等の修正を行ったもの
- 「C」計画等の推進の段階で検討するもの
- 「D」計画等の修正が困難なもの
- 「E」計画等に関する感想や質問であるもの

結果公表